



▲八戸駅での視察の様子

25年11月18日に行政視察を行った。八戸市は、市と交通事業者などが協働で「八戸地域公共交通会議」を設置し、市民の生活の足の確保や地域公共交通の活性化を推進しているほか、緊急雇用創出事業を活用し、乗り継ぎにおける情報バリアの解消と公共交通の利用促進を図るため、公共交通アテンダントを育成するなど、公共交通の利用環境の向上や路線バスの利用促進に取り組んでおり、これらの取り組みについての説明を受け、併せて現地を見学した。

公共交通問題調査特別委員会

ネットワーク型コンパクトシティ調査特別委員会

25年11月20日、21日の2日間、行政視察を行った。



▲福井市での視察の様子

福井市では、「歩きたくなる」まちを理念とし、「多様な拠点づくり」「身近な生活空間づくり」「移動の骨格づくり」「水と緑の空間づくり」の4つの視点により策定された都市計画マスタープランについて説明を受けた。金沢市では、独自の地形、風土の骨格を守りながら自然と都市が調和する土地利用や、放射状道路ネットワーク、公共交通を主体とした交通体系の構築など都市基盤整備を方針とした、コンパクトシティ構想について説明を受けた。

請願・陳情のご案内

教育・環境・福祉・医療・交通 その他さまざまな場面で、「こうして欲しい」「こうだったらいいの」と思われたことはありませんか。市民の皆さんに限らず、どなたでも市政の要望や意見などを議会に提出することができます。議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」と呼んでいます。

提出された請願や陳情はそれぞれの委員会で慎重に審査され、採択されたものは、市長にその実現を要望したり、関係機関に意見書や要望書を提出したりします。

請願は必ず審議されますが、陳情の場合、市の事務に属さないもの、明らかに実現性のないものなど、内容によっては「議長預かり」となり、審議されない場合もあります。

請願や陳情を審査するに当たって、提出者の希望により、委員会で説明及び意見を述べていただくこともできます。

提出方法

請願・陳情は、一人でも団体でも提出することができます。

請願書の記載例

記載例にしたがい日本語で趣旨、請願(陳情)事項をわかりやすく記載し、署名又は記名押印したものを、直接、議会に提出してください。

詳しくは、議会事務局議事課までお問い合わせください。

電話 (632) 2608

【表紙】	【本文】
<p>請願書</p> <p>(紹介議員)</p> <p>_____印</p>	<p>〇〇に関する請願(陳情)</p> <p>1. 趣旨 _____</p> <p>2. 請願(陳情)事項</p> <p>(1) _____</p> <p>(2) _____</p> <p>(3) _____</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名(代表者) _____印</p> <p>宇都宮市議会議長 〇〇 〇〇様</p>

※陳情の場合は表紙は不要です。

市民からのご意見と回答(抜粋)

**意見** 開かれた議会について市民の意見募集とあるが、開かれた議会とは何を指しているのか。**回答** 議会基本条例で「全ての会議の原則公開」や、「陳情者への意見陳述の機会の付与」など、新たな取り組みを規定したが、市民から意見をいただき、広報広聴委員会が回答する仕組みも、開かれた議会のための取り組みである。

**意見** 市の国民保護計画に市民の避難誘導や協力について記載されているが、ぜひ担当常任委員会で武力攻撃の際の避難方法について論議して欲しい。**回答** 総務常任委員会を開催し協議した。市では国民保護法などに基づき、「宇都宮市国民保護計画」を作成しており、これに基づき、適正な取り組みがなされていると考える。

**意見** 市のホームページに心肺蘇生法の映像について、不適切な点がある。なぜ、この映像を使用するのか、担当常任委員会で質疑して欲しい。**回答** 文教消防水道常任委員会を開催し協議した。この映像は一人で行う心肺蘇生法をクローズアップする映像となっている。意見については、作成者である国に対し担当部局から伝えるよう依頼する。

**意見** 資源物持ち去りに対する罰則を強化すべきである。担当常任委員会で協議して欲しい。**回答** 環境経済常任委員会を開催し協議した。市では近年、持ち去り行為に対する市民通報件数、指導件数とも減少しており、条例に定める罰則規定の効果が出ていると考える。

**意見** 受動喫煙防止のための条例を制定すべきと考える。担当常任委員会で条例を制定して欲しい。**回答** 厚生常任委員会を開催し協議した。条例については市政の要望や意見などを議会に提出する請願・陳情という制度があるので、その手法により提出してはいいかがか。

※詳細なご意見と回答は、ホームページで公開しておりますので、ご確認ください。

市議会へのご意見をお寄せください

宇都宮市議会では、広く市民の皆さんからご意見をお聴きし、さらなる議会活動の活性化を図ってまいります。

対象：市内在住又は通勤・通学している人

方法：手紙、ファクス、Eメールなど(電話や口頭でのご意見は受付できません)

回答：原則として1ヶ月程度で回答させていただきます。(※内容によっては、回答し兼ねるものもありますので、ご了承ください。)

《提出先》

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5

宇都宮市議会 広報広聴委員会

FAX (632) 2613

Eメールアドレス：

u3104@city.utsunomiya.tochigi.jp

《問い合わせ先》議会事務局総務課

電話 (632) 2611

